

施行細則

第1章 選手に関する細則

第1節 選手の資格に関する事項

- 第1条 本連盟の公式戦に出場し得る選手は、中学1年生より中学3年生までとする。但し、秋の新人戦に限り小学6年生の出場を認める。
- 第2条 本連盟に登録された選手は、連盟の許可なく登録外チームとの試合を禁止する。
- 第3条 選手名簿(様式-7)にて登録した場合は、事務局において各大会前に登録選手について資格を審査する。
- 第4条 各チームの選手が非行等による事故を起こした場合は、速やかに本連盟所定の事故報告書(様式-12)を理事長に提出しなければならない。

第2節 選手登録に関する事項

- 第5条 各チームは、年度当初に選手登録書(様式-5A・5B)を連盟事務局に提出し、理事長の承認を得なければならない(1チームの選手数は、12名以上を原則とする)。
- 第6条 選手登録及びチーム登録(様式-4・8・9)は、理事会で決定した期間内に行い、期限を越えたものについては登録を許可しない。
- 第7条 登録する選手は、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。
- 第8条 他の野球組織との二重登録は禁止する。
但し、中学校体育連盟の主催する大会の登録・出場はその限りではない。
- 第9条 選手の追加登録をする場合は、速やかに所定の追加選手登録書を連盟事務局に提出しなければならない。
同様に、選手が退会した場合は、所定の退会者届(様式-6)を提出しなければならない。

第2章 大会に関する細則

第1節 大会の種類と参加資格

- 第10条 本連盟は、次の大会を主催する。
- (1)春季全道大会
 - (2)日本選手権北海道大会
 - (3)理事長杯大会
 - (4)北ガス杯大会
 - (5)全道選手権大会

- (6)秋季全道大会新人戦
- (7)その他本連盟が承認する大会

第11条 各大会の出場資格は、次のとおりとする。

- (1)全国選抜大会 ・日本協会の定める期日までに登録を認めたチーム。
- (2)日本選手権大会 ・日本協会の定める期日までに登録を認めたチーム。
- (3)全国大会及び準全国大会 ・主催連盟が定めた期日までに登録を認めたチーム。
- (4)その他、北海道連盟が主催する大会
・当該大会の登録期日までに登録を認めたチーム。

第12条 大会選手登録書並びに大会登録変更願

[大会選手登録書] 大会出場にあたっては、理事会で決定した期間までに所定の大会選手登録書(様式-7)を提出し、理事長の承認を得なければならない。期限を越えたものについては出場を認めない。

[大会登録変更願] 登録選手の変更は、大会開幕前日(15時まで)に所定の変更願(様式-16)にその理由を記載し、事務局に提出して承認を得ること。

ただし、春季大会(学校行事における変更)については例外とし、判明次第、上記の手続きをとること。

コーチ及びスコアラーの変更は、試合前日(15時まで)に所定の変更願(様式-16)にその理由を記載し、事務局に提出して承認を得ること。

※監督会議のある大会においての登録変更願いは、その席上でも特例として認める。

第13条 大会出場に際し原則としてチーム旗を携行する。

第2節 表彰規定

第14条 3位決定戦がある大会においては、優勝チーム、準優勝チーム、3位チームにそれぞれ優勝旗、準優勝カップ(盾)、3位カップ(盾)、及びメダルを授与し、表彰を行う。

ただし、表彰内容は協賛社の意向から一部変更もありえる。

(2) 3位決定戦がない場合は、3位チームについては、表彰のみ行う。

第3節 試合に関する事項

第15条 試合は、高等学校野球ルールに準ずる。

第16条 大会特別競技規則は、大会毎に定める。

第17条 登録選手は、指定されたワッペンを左袖・所在地のネームを右袖に貼付すること。

第18条 海外遠征・国際親善・他のシニアリーグ、他の団体との試合は、速やかに許可申請の手続きを要する。

- ①許可申請書(様式-13)を、理事長に提出すること。
- ②発行された許可書(様式-14)を、当該試合期間中携帯すること。
- ③終了次第、報告書(様式-15)を、理事長に提出すること。

第3章 会計に関する細則

第1節 会費に関する事項

- 第19条 連盟加盟費は、理事会でその金額を決定する。
- 第20条 年度会費は、毎年2月の総会でその金額を決定する。
- 第21条 各チームは、スポーツ傷害保険加入を証する書類(写)を連盟事務局に提出する。
- 第22条 大会出場に際して、大会参加費を負担することがある。
- 第23条 その他、経費に関する事項については、理事会において費目金額を決定する。
- 第24条 上記の諸会費の納期期限を過ぎての未納については、本連盟の一部の事業への参画を一時的に制限できるものとする。
- 第25条 納入期限を遅延した場合、延滞期間に対して法定利息年 14.6%の遅延損害金を別途支払うものとする。

第2節 費用弁償に関する事項

- 第26条 全国大会・研修会等に本連盟より派遣された役員又は職員に対して、次により旅費を支給する。
- (1)交通費 実費
 - (2)宿泊費 実費
 - (3)日 当 1日 3,000円
- 第27条 本連盟事業に際して、特に派遣された者についての費用は、常務理事会において決定する。

第3節 慶弔に関する事項

- 第28条 本連盟に加盟の選手及び役員等(常務理事、理事、監督)が死亡した場合は、次の弔慰金を贈る。
- (1)本連盟加盟の選手が本協会主催の大会で死亡した場合は、弔慰金として 10,000円を贈る。
 - (2)本協会の役員等が死亡した場合は、弔慰金として 20,000円を贈る。
 - (3)本協会の役員等の配偶者及び子供が死亡した場合は、弔慰金として 10,000円を贈る。
 - (4)本協会加盟の選手及び役員等及び配偶者の死亡に関しては、弔電及び花輪を贈ることができる。
 - (5)その他、ここに定め無き事項については、常務理事の意見を聞いた上で理事長がこれを決定する。
- 第29条 本連盟加盟の選手及び役員等が傷病により入院した場合は、次の見舞金を贈る。
- (1)本連盟加盟の選手が本連盟主催の大会において負傷し、1カ月以上入院した場合は、見舞金として 5,000円を贈る。

(2)本連盟の役員等が病気または負傷により、1 カ月以上入院した場合は、見舞金として 10,000 円を贈る。

第 3 0 条 本連盟以外で本連盟に関係のある個人・団体・その他に対する慶弔費用は、前条に準ずるものとする。

第 3 1 条 当連盟の発展若しくは、連盟に所属するチームの運営、技術の向上等に功績のあったものに対し表彰を行う。

2. 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感謝状表彰
- (2) 功労表彰
- (3) 永年勤続表彰
- (4) 優秀選手賞及び功労賞

第 3 2 条 本連盟の理事長、副理事長、事務局長、常務理事、監事及び顧問がその任を終え職を辞した場合は、記念品を添えて感謝状を贈る。

第 3 3 条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

(1) 連盟の運営、発展に顕著な功績をあげた者

(2) 連盟に所属する各チームの運営、野球技術の向上、選手の心身の健全育成に大いに貢献した者

(3) 前各号に掲げる者のほか、理事長が特に表彰する必要があると認める者

2. 理事長を除く常務理事及び連盟に所属する各チームの会長は、前項各号のいずれかに該当し、表彰が適当と認めるときは、推薦調書（別紙様式）により理事長に推薦することができる。

3. 理事長は、推薦があった場合は必要に応じて副理事長に意見を聞くことができる。

4. 理事長は、第2項の推薦があったときは、常務理事会の議を経て、選考を行う。

第 3 4 条 永年勤続表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

(1) 連盟の役員、理事として在職期間が通算10年以上の者

(2) 連盟に所属するチームの役員として在籍期間が通算10年以上の者

2. 勤続年数については、毎年1月末日の期日から遡った年数をもって算定する。

3. 永年勤続表彰に係る推薦及び選考手続きについては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

第 3 5 条 本協会加盟の選手で、他の選手の模範となる功績がある者に対し、優秀選手賞もしくは功労賞を贈ることができる。

第 3 6 条 第 3 1 条に規定する被表彰者を推薦する場合は、理事長に対し、毎年12月末日（当日必着）までに、推薦調書（別紙様式）をもって推薦する。

第 3 7 条 表彰は、理事長が表彰状を授与することにより行う。

2. 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

第 3 8 条 表彰は、毎年2月の総会時に行うこととし、理事長が特に必要と認める場合は、その都度定める日とする。

第 3 9 条 本連盟を代表し国際大会、全国大会にチーム、選手等に対して、お祝い金を贈る。

1. 国際大会(全米選手権大会)の出場選手には、5万円のお祝い金を贈る。

2. 本連盟を代表し全国大会に出場するチームに対し、2万円をお祝い金として贈る。

第40条 その他、特に必要と認める場合、理事長がこれを決定する。

第4章 登録・加盟・審査に関する細則

第1節 登録・加盟についての事項

第41条 登録は、下記の手順を踏まなければならない。

- (1) チーム役員（会長・副会長・事務局長・審判部長）及びチーム指導者（監督・コーチ(40番・50番・60番・70番)・スコアラーの登録は、所定のチーム役員登録申請書（様式-8）・指導者登録申請書（様式-9）を連盟事務局に提出しなければならない。
- (2) 登録期間は、3月10日までとする。
- (3) チーム役員及び指導者の登録は、過去に他チームに加盟していた者の移籍は前所属から移籍承諾書（様式-10）を添付しなければ認めない。尚、個々の事案については、常務理事会において別途協議する。
- (4) 登録に関する審査は、常務理事会で審議決定する。

第2節 加盟資格に関する項目

第42条 規約第5条により加盟申請書等の提出を受けたときは、審査会（=常務理事会）により別途に定めている

事項・その他により審査を行い、可否を決定する。

2. 加盟を承認した場合は、仮承認通知書の発行を持って報告するものとし、直近の大会から出場することができる。
3. 正式な加盟承認は、2月の総会をもって決定する。

第3節 審査会

第43条 審査会は、次の事項によりなる。

- (1) 審査会は、常務理事会により構成される。
- (2) 審査に必要な情報を得、厳正中立の立場で審査し、書類作成し、理事会へ提出する。

第4節 新規加盟に審査に関する事項

第44条 新規加盟となるべき審査事項

- (1) 加盟チームの継続性
- (2) 本連盟の目的と発展に寄与の可能性
- (3) 会長・監督等上層部の青少年育成に対する正常的確なる理解と情熱があるか、並びに選手の指導育成について公正にできるか。
- (4) 上層部の連盟に対する協調性・協力、そして社会的ルールを遵守することに隘路がないか。

(5) 本連盟の規約に照らし、適合であるかどうか。

第45条 登録する選手の審査事項

- (1) 本連盟以外の硬式野球連盟に所属していないこと。
- (2) 本連盟の加盟チーム（リトルリーグ含む）に現登録中の者、若しくは以前に登録したことのある者でないこと。
- (3) ただし（2）については、前チームの会長が承認し移籍承諾書(様式-10)が添付されている場合はその限りではない。
- (4) 中学生らしからぬ言動のある選手でないこと。
- (5) その他、本連盟の目的にそぐわない選手でないこと。

第5節 承諾書に関わる特例

第46条 以下に示される条件が全て整った場合、当該チームの承諾書は免除される場合がある。

- (1) 連盟事務局及び審査会において実態を調査し、その結果を理事会に報告し加盟の可否の参考にする。
- (2) 加盟の場合には、必ず本連盟加盟チーム複数の推薦書を添付し、これを承諾書に替わるものとする。
- (3) この推薦書を発行したチームは、個人・団体を問わず責任を持って指導監督し、本連盟内において、加盟チームがトラブルを起こした場合は、連帯責任を負うものとする。

第6節 選手引抜き禁止に関する事項

第47条 本連盟に加盟しているチームが、本連盟の他のチーム（リトルリーグ含む）から選手を引抜き、当該チームに登録することを禁止する。

第7節 罰則に関する事項

第48条 前条に該当する事項が発生した場合は、当該選手は登録行為から1年間は本連盟開催の大会への出場を禁止する。

第49条 又、当該選手を引抜き、登録したチームの会長・監督・コーチ等上層部員については、常務理事会の審議により一定の罰則を科すものとする。

第50条 本連盟に加盟申請しているチーム、並びに加盟チームで未登録の役員・指導者の選手引抜き、又は勧誘した者には前条を適用する。

第5章 休部に関する細則

第1節 休部に関する事項

第51条 本連盟に加盟のチームが休部する場合は、次の事項によりこれを認めるものとする。

- (1) 休部理由書を理事長に提出し、常務会が承認しとき。ただし、休部は原則1年とする。

(2)年度会費の 50,000 円を納入するものとする。

第6章 チーム役員及び指導者に関する細則

第1節 懲罰委員会の設置

- 第52条 本連盟は、日本学生野球憲第1章総則の第二条(学生野球の基本原理)の項にあるように、暴力行為を認めない。このため公式戦は言うに及ばず、各団体の練習レベル、また球団運営においての暴力行為を一切排除する。
- 第53条 本連盟は、同憲章の野球を実現するために、球団役員、選手、指導者、審判員に対して次の処分することができる。
2. 謹慎 野球活動に関わることの禁止(期間については別途定める)
 3. 登録抹消 登録資格喪失処分対象者が指導者、審判員で登録している者に対しては登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
 4. 除名 本連盟の資格喪失
- 第54条 処分については、常務理事会(=懲罰委員会)で審議し、決定事項について速やかに理事会を開催し決定する。
2. 処分が正式になされるまでは、被処分者は野球活動の一切を自粛する。
 3. 処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の権利を守るための適正な手続きが保証される。
 4. 処分は文書で行う。
 5. 処分対象者を出した球団は、改善計画書を連盟に速やかに提出する。
 6. 連盟は、処分に付随して必要な指導を行うことができる。
 7. 球団内で起きた事象については、速やかに連盟に報告し、球団内部で対応できるものについては、球団で処理をする。
 8. 処分後の被処分者の情状を考慮して、処分の内容を解除変更することができる。
- 第55条 処分等に対する不服申し立てを一般財団法人 日本リトルシニア中学硬式野球協会にできる。
- 第56条 指導的立場にある球団役員、指導者、審判員の違反行為について、その程度のいかんを問わず、直近の公式戦2大会の期間を謹慎する。
2. この期間は、練習も含めて一切の野球活動を行わない。
 3. 違反行為が重大と認められたものについては、その期間を延長することができる。

第8章 附則

- 第57条
- ①この細則は、昭和60年1月1日より施行する。
 - ②平成 2年12月 2日付けで改正。
 - ③平成 3年12月 8日付けで改正。
 - ④平成 4年 2月15日付けで改正。
 - ⑤平成 4年 9月16日付けで改正。
 - ⑥平成12年12月 3日付けで改正。

- ⑦平成13年12月16日付けで改正。
- ⑧平成18年 1月22日付けで改正。
- ⑨平成19年 2月10日付けで改正。
- ⑩平成22年 2月20日付けで改定。
- ⑪平成23年12月 2日付けで改定。
- ⑫平成25年12月 7日付けで改訂。
- ⑬平成26年12月 6日付けで改訂。
- ⑭平成27年12月 3日付けで改訂。
- ⑮平成28年12月 5日付けで改訂。
- ⑯平成29年 2月18日付けで改訂。

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会北海道連盟 表彰推薦調書

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協会
北海道連盟 理事長 伊藤 儀 隆 様

所 属
職名・氏名

印

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会北海道連盟表彰規程第 条に基づき、下記のものを表彰候補者として推薦します。

所属・職名	
ふりがな 氏名（団体名）	
表彰区分	<input type="checkbox"/> 感謝状表彰 <input type="checkbox"/> 労表彰 <input type="checkbox"/> 永年勤続表彰 <input type="checkbox"/> 優秀選手賞及び功労賞
経歴 （期間を詳細に）	
功績 （詳細に）	